

資料 2

広域計画の変更について

山口県後期高齢者医療広域連合

広 域 計 画
改訂版（案）

平成19年10月 策定

平成24年 2月 改訂

山口県後期高齢者医療広域連合

目 次

広域計画の改訂に当たって

1	広域連合設立の背景及び経緯	1
2	後期高齢者医療制度改革について	1
3	広域連合の概要	2
4	広域計画について	2

基 本 構 想

1	基本目標	3
2	基本方針	3

基本計画

1	後期高齢者医療制度の円滑な運営	4
2	広域連合の運営の安定化	5
3	住民に対する制度の周知	5

用語解説 ……………… 6 (が付いている用語)

資料

山口県後期高齢者医療広域連合広域計画 附属資料

山口県後期高齢者医療広域連合規約

広域計画の改訂に当たって

1 広域連合設立の背景及び経緯

我が国は、国民皆保険（¹）の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかし、その後の急速な少子高齢化等の社会経済情勢の変化の中で、今後も国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、超高齢社会を展望した医療保険制度体系の見直しが求められることとなりました。

老人保健制度に代わる新たな医療保険制度創設を目的とする基本方針は、平成15年3月に閣議決定され、その後の議論を経て、平成18年には「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、75歳以上の高齢者等を対象とする後期高齢者医療制度が創設されました。

山口県においては、平成19年2月に後期高齢者医療制度の運営主体となる山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立され、平成20年4月から後期高齢者医療制度の運用が開始されました。

2 後期高齢者医療制度改革について

後期高齢者医療制度は、その運用開始後間もなく、様々な理由から制度の存続そのものの是非が問われることとなり、平成21年度に厚生労働大臣の主宰により、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度のあり方についての検討を行う「高齢者医療制度改革会議」が設置されました。

平成22年12月には同会議による「最終とりまとめ」が行われ、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、都道府県単位による財政運営等、現行制度の利点をできる限り維持しつつ、年齢で分離・区分しない、より良い制度を目指すといった、基本的な方向性が示されました。

3 広域連合の概要

(1) 組織する地方公共団体

山口県内の全市町（以下「市町」という。）

(2) 設立日

平成19年2月1日

(3) 事務所の位置

山口県山口市大手町9番11号 山口県自治会館4階

4 広域計画について

(1) 広域計画の趣旨

後期高齢者医療制度の運営に当たり、広域連合及び市町が処理する事務を定め、住民に広域連合の目標や方針等を具体的に示すため、山口県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）を策定しています。

(2) 広域計画の構成

広域計画は、市町の基本構想及び法令に基づく他の計画との調和が保たれるよう、次のとおり構成しています。

【基本構想】

基本構想は、広域連合の運営における基本目標及び基本方針を明らかにし、基本計画の指針となるものです。

【基本計画】

基本計画は、基本構想を踏まえ、山口県後期高齢者医療広域連合規約第4条に規定する事務に基づいて具体的な方針を示すものです。

(3) 広域計画の改訂

後期高齢者医療制度を取り巻く現在の状況等を踏まえ、現行の後期高齢者医療制度を安定的かつ効率的に運用していくために、これまでの広域計画の理念を踏襲しつつ、必要な改訂を行いました。

なお、広域連合長が必要と判断したときは、隨時改訂を行うこととします。

(4) 広域計画の終期

広域計画の終期は、高齢者のための新たな医療保険制度が創設されるまでとします。

基 本 構 想

1 基 本 目 標

少子高齢化が急速に進む中、山口県における75歳以上の高齢者人口は約21万人(注)で、総人口の約14.6パーセントを占めており、全国でも高齢化が最も進んだ都道府県の一つとなっています。

また、高齢者1人当たりの医療費についても、医療技術の進歩等により、年々増加傾向にあります。

このような状況の中、高齢期における住民の適切な医療を確保していくためには、後期高齢者医療制度において、広域連合がその保険者としての役割を十分に果たすことが求められます。

このため、広域連合は、市町と緊密な連携を図り、次に掲げる基本方針を柱とし、高齢者のための新たな医療保険制度が創設されるまでの間、後期高齢者医療制度の安定的かつ効率的な運営に努めます。

(注) 平成22年国勢調査に基づく平成22年10月1日現在の人口

2 基 本 方 針

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

後期高齢者医療制度に関する事務については、広域連合が県内全域にわたり広域的かつ一体的に処理を行っていますが、住民の利便性の確保のため、保険料の徴収や各種申請の受付等の窓口業務は、身近な市町が行うこととし、広域行政の円滑な推進を図ります。

(2) 広域連合の運営の安定化

広域連合は、そのスケールメリット(2)を生かして、事務の効率化を図るとともに、財政運営の健全化に努めます。

(3) 住民に対する制度の周知

75歳到達等に伴う、他の医療保険制度(国民健康保険、被用者保険(3)等)から後期高齢者医療制度への円滑な移行を図るため、引き続き住民に対し、制度の周知に努めます。

基 本 計 画

後期高齢者医療制度の運営に当たり、広域連合及び市町は、次に掲げる事務を行います。

1 後期高齢者医療制度の円滑な運営

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

市町は、被保険者の資格の取得・喪失や住所の変更等に係る届出の受付等の窓口業務を行うとともに、関係書類を広域連合へ送付します。

広域連合は、市町から送付された関係書類により資格を確認し、被保険者証の交付決定を行うとともに、被保険者台帳により被保険者資格情報を一括管理します。

(2) 医療給付に関する事務

広域連合は、審査支払機関を通じて、医療機関に療養給付費（4）を支払います。

その他、療養費（5）、高額療養費（6）及び高額介護合算療養費（7）等の支給については、市町は被保険者からの申請の受付等の窓口業務を行うとともに、関係書類を広域連合へ送付します。広域連合は、市町から送付された関係書類により審査し、支給（不支給）決定して被保険者等に通知するとともに、該当者に支給します。

(3) 保険料に関する事務

被保険者に対する保険料について、広域連合は、保険料率の算定及び賦課決定を行います。

市町は、保険料の徴収を行うとともに、収納した保険料を広域連合へ納付します。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のため、厚生労働省が示す指針に基づく保健事業として、健康診査を行います。その実施に当たっては、被保険者が身近な医療機関等で受診することができるよう、市町の協力を得ながら進めています。

また、広域連合は、健康診査受診率の向上に努めるとともに、今後の保健事業のあり方について検討し、その充実に努めます。

2 広域連合の運営の安定化

(1) 広域連合電算処理システムによる事務の効率化

後期高齢者医療制度に関する情報管理について、広域連合は後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）の安定稼動を維持し、各市町に設置した窓口用端末を含めた標準システム全体の安定的な運用を確保します。

この標準システムを通じて、市町は住民基本台帳情報や所得・課税情報等を広域連合へ提供し、広域連合は被保険者の資格や保険料情報を市町へ提供することで、情報を共有化し、効率的な事務を行います。

(2) 財政運営の健全化

後期高齢者医療制度の適正な運営を図るために、広域連合は、被保険者に係る医療費の動向を見極め、医療給付費等の支出見込額を的確に把握し、適正な保険料率の算定及び保険料額の賦課を行うとともに、市町と連携して保険料の収納確保に努めます。

また、医療費の適正化に向けて、医療費通知の送付や被保険者に対する後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進等に取り組みます。

3 住民に対する制度の周知

広域連合は、後期高齢者医療制度に係るパンフレットの作成等の広報の企画・立案を行うとともに、市町と連携して制度の周知啓発を図ります。

用語解説

【1ページ】

・国民皆保険（ 1 ）

すべての国民がいずれかの公的な医療保険制度に加入することにより、いつでも安心して適切な医療を受けることができる体制のこと。

【3ページ】

・スケールメリット（ 2 ）

作業等の効率の向上など、同種のものが集まり、規模を大きくすることによって得られる利点のこと。

・被用者保険（ 3 ）

主に企業の従業員、船員、公務員（いずれも被扶養者を含む。）を対象とした社会保険。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合が含まれる。

【4ページ】

・療養給付費（ 4 ）

広域連合が医療機関に支払う費用で、被保険者が病気やけがで医療機間にかかった際に要した医療費のうち、被保険者の自己負担額を除いたもの。

・療養費（ 5 ）

急病などで被保険者証を持たずに医療機間にかかり、やむを得ず全額自己負担した場合や、医師の指示によりコルセット等を装着したときなどの医療費をいう。

・高額療養費（ 6 ）

1箇月当たりの医療に係る自己負担額が、所得に応じて定められている限度額を超えたもの。

・高額介護合算療養費（ 7 ）

1年間の医療に係る自己負担額と介護保険サービスの自己負担額の合計が、所得に応じて定められている限度額を超えたもの。

**山口県後期高齢者医療広域連合
広域計画 附屬資料**

目 次

【資料 1】75歳以上人口と総人口に占める割合 ······ ······ 1

【資料 2】一人当たりの医療費（75歳以上）の推移 ······ ······ 2

【資料 3】後期高齢者医療制度の保険料率の推移 ······ ······ 2

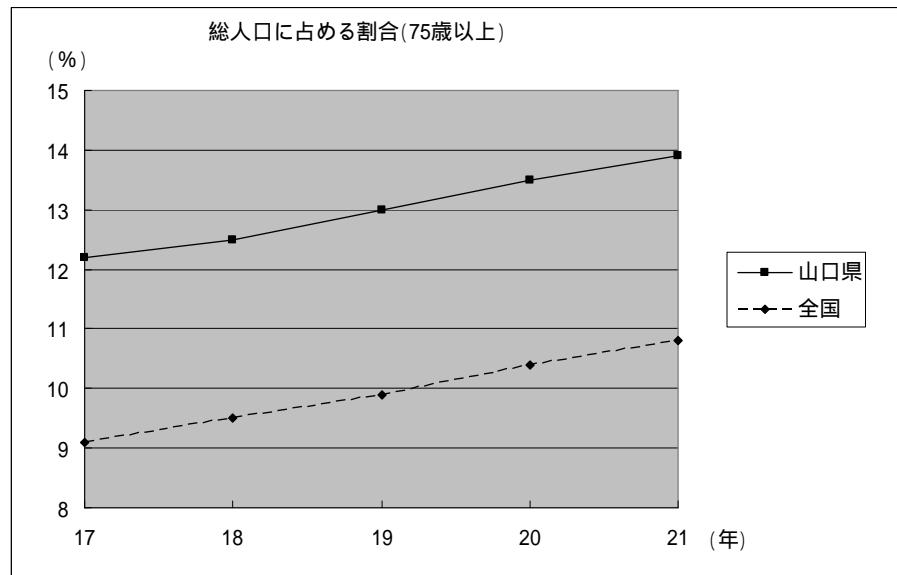
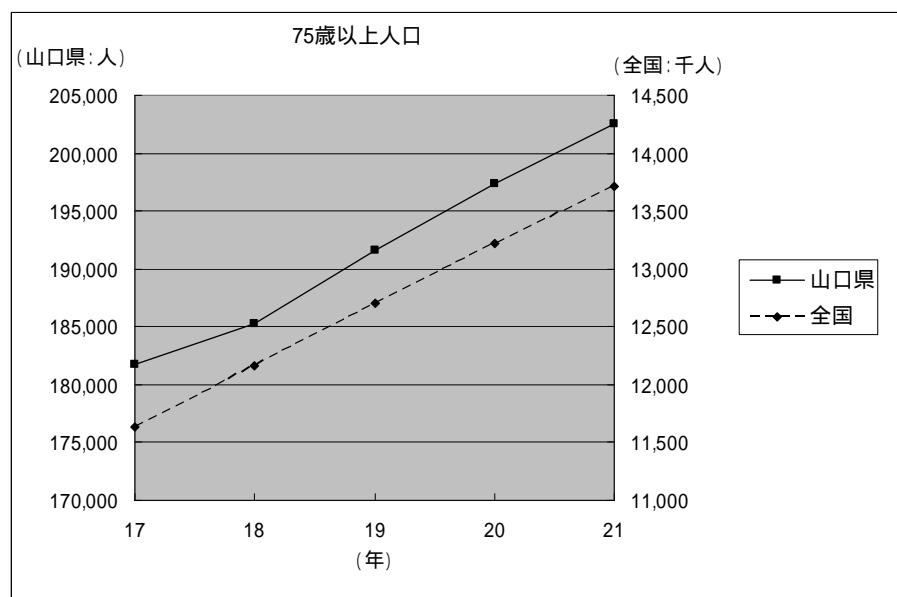
【資料1】

75歳以上人口と総人口に占める割合

	75歳以上人口		総人口に占める割合	
	山口県(人)	全国(千人)	山口県(%)	全国(%)
平成17年	181,725	11,639	12.2	9.1
平成18年	185,220	12,166	12.5	9.5
平成19年	191,622	12,703	13.0	9.9
平成20年	197,309	13,218	13.5	10.4
平成21年	202,521	13,710	13.9	10.8

(注) 総務省統計局作成の「人口推計」及び山口県統計分析課作成の「山口県人口移動統計調査」による。

(注) 各年10月1日現在の数値



[資料 2]

一人当たりの医療費(75歳以上)の推移

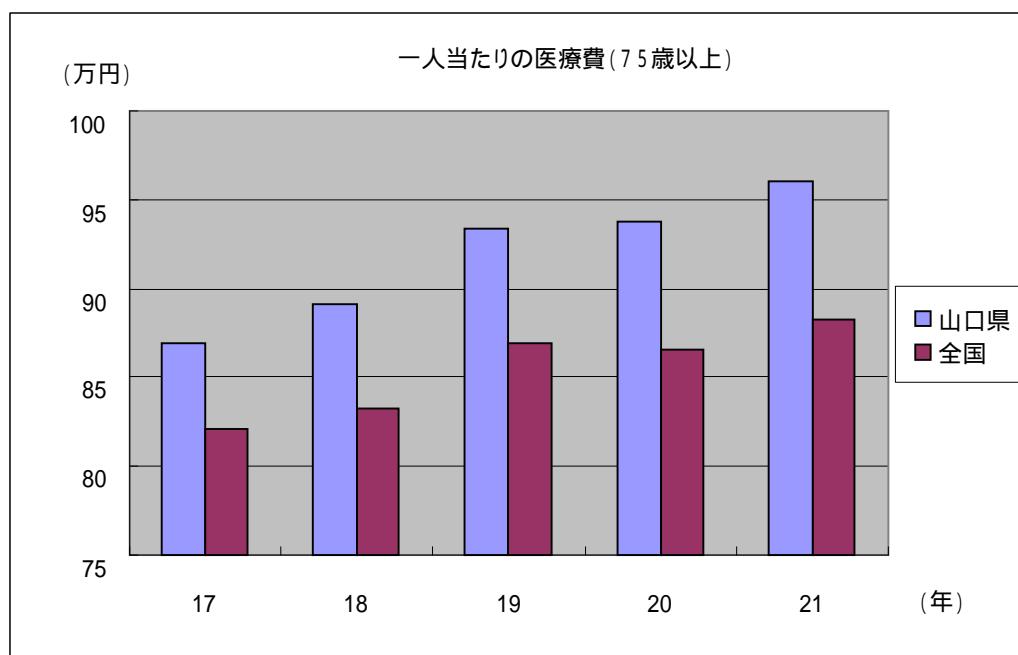
(単位:円)

	山口県	全国
平成17年度	869,150	821,403
平成18年度	891,116	832,373
平成19年度	933,955	869,604
平成20年度	937,883	865,146
平成21年度	959,920	882,118

(注)医療費は後期高齢者医療制度及び老人保健制度に係るもの。

(注)厚生労働省保険局作成の「後期高齢者医療事業年報」及び「老人医療事業年報」による。

(注)65歳以上75歳未満の障害認定者分を含む。



[資料 3]

後期高齢者医療制度の保険料率の推移

	山口県		全国平均	
	均等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	所得割率(%)
平成20年度	47,272	8.71	41,500	7.65
平成21年度				
平成22年度	46,241	8.73	41,700	7.88
平成23年度				

(注)厚生労働省報道発表資料「後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料率等について」による。

資料

山口県後期高齢者医療広域連合規約

山口県後期高齢者医療広域連合規約

(名称)

第1条 この広域連合は、山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、山口県内の全市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(区域)

第3条 広域連合の区域は、山口県の区域とする。

(処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の施行に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所)

第6条 広域連合の事務所は、山口市大手町9番11号に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、12人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 4人
- (2) 町長 2人
- (3) 市議会議員 4人
- (4) 町議会議員 2人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長をもって組織する団体又は関係市町(市に限る。)の長の総数の3分の1以上の者
 - (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての町長をもって組織する団体又は関係市町(町に限る。)の長の総数の3分の1以上の者
 - (3) 前条第2項第3号に掲げる者 すべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町(市に限る。)の議員の定数の総数の10分の1以上の者
 - (4) 前条第2項第4号に掲げる者 すべての町議会の議長をもって組織する団体又は関係市町(町に限る。)の議員の定数の総数の10分の1以上の者
- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあっては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあっては各町議会において選挙するものとする。
- 3 各市町議会における選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町議会における選挙についてはすべての町議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の長又は議員としての任期による。

- 2 広域連合議員が関係市町の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（執行機関の組織）

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者1人を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

（執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、広域連合長がこれを任命する。

（執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及

び広域連合議員のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年3月31日までの間は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第35条の規定により、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後、広域連合長が選挙されるまでの間、秋芳町長が広域連合長職務執行者として、広域連合長の職務を行うものとする。

4 広域連合設立後、初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、山口市大手町9番11号山口県自治会館において行うものとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第11条第2項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、同条第3項中「広域連合長及び副広域連合長」とあるのは「広域連合長、副広域連合長及び収入役」と、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替え、第12条第5項を「収入役は、関係市町の収入役又は収入役の事務を兼掌する者のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。」とする。

- 6 平成19年4月1日前に在職する広域連合の収入役は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、同日以後においても、その任期中に限り在職するものとする。この場合において、第11条第2項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替え、第12条第5項を「収入役は、関係市町の収入役又は収入役の事務を兼掌する者のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。」とする。

別表第1（第4条関係）

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

1 共通経費

負担割合

均等割	10%
高齢者人口割	45%
人口割	45%

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。